

外国関係会社の課税対象金額等に係る控除対象外 国法人税額等の計算に関する明細書			事業年度 又は連結 事業年度	.	.	法人名	()	
外 国 関 係 会 社 の 名 称	1		特 指 定 除 外 対 国 象 關 外 係 國 會 法 人 又 稅 は 額 對 等 象 の 外 計 國 關 係 會 會 に 係 る	適 用 対 象 金 額 (別表十七(三の八)「26」)	8			
本たの 店る所 又事在 は務 主所	国 名 又 は 地 域 名	2		子 会 社 か ら 受 け る 配 当 等 の 額 (別表十七(三の八)「13」のうち(6)の外国法 人税の課税標準に含まれるもの)	9			
	所 在 地	3		控 除 対 象 配 当 等 の 額 (別表十七(三の八)「15」のうち(6)の外国法 人税の課税標準に含まれるもの)	10			
事 業 年 度	4	:		調 整 適 用 対 象 金 額 (8) + (9) + (10)	11			
外 国 法 人 稅	税 種 目	5		課 稅 対 象 金 額 又 は 個 別 課 稅 対 象 金 額 (別表十七(三の八)「28」)	12			
	外 国 法 人 稅 額	6					%	
	増額又は減額前の事業年度又は 連結事業年度の(6)の金額	7						
外 外 國 國 金 融 法 人 稅 子 會 額 社 等 等 の 以 計 外 算 の 部 分 對 象 外 國 關 係 會 社 に 係 る 控 除 對 象	特又会の定は社と 外対にし 国象該た 国外当場 係国す合 会関る 社係も	適 用 対 象 金 額 (55)	15	外 國 金 融 子 會 社 等 に 係 る 控 除 對 象	特又会の定は社と 外対にし 国象該た 国外当場 係国す合 会関る 社係も	適 用 対 象 金 額 (55)	24	
	子会社から受けける配当等の額 (46)のうち(6)の外国法人税の 課税標準に含まれるもの)		16		子会社から受けれる配当等の額 (46)のうち(6)の外国法人税の 課税標準に含まれるもの)	25		
	控除対象配当等の額 (47)のうち(6)の外国法人税の 課税標準に含まれるもの)		17		控除対象配当等の額 (47)のうち(6)の外国法人税の 課税標準に含まれるもの)	26		
	調 整 適 用 対 象 金 額 (15) + (16) + (17)		18		調 整 適 用 対 象 金 額 (24) + (25) + (26)	27		
	部 分 適 用 対 象 金 額 (別表十七(三の九)「7」)		19		金融子会社等部分適用対象金額 (別表十七(三の十)「9」)	28		
	部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額 (別表十七(三の九)「9」)		20		金融子会社等部分課税対象金額又は 個別金融子会社等部分課税対象金額 (別表十七(三の十)「11」)	29		
	(20) ≤ (18) の場合 $\frac{(20)}{(18)}$	%	21		(29) ≤ (27) の場合 $\frac{(29)}{(27)}$	30	%	
	(20) > (18) の場合 $\frac{(20)}{(19)}$	%	22		(29) > (27) の場合 $\frac{(29)}{(28)}$	31	%	
	(6) × ((21) 又は(22))		23		(6) × ((30) 又は(31))	32		
外 異 國 動 法 し 人 た 稅 場 額 合 が	増 額 又 は 減 額 前 の 事 業 年 度 又 は 連 結 事 業 年 度 の (33) の 金 額							
	(33) ≥ (34) の場合 $(33) - (34)$							
	(33) < (34) の場合 $(34) - (33)$							
課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額又は個別課税対象金額等に係る個別控除対象外国法人税額 ((33) 又は(35))								
特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当するものとした場合の適用対象金額の計算								
所 得 計 算 上 の 適 用 法 令	38	本邦法令・外国法令		控 除 対 象 配 当 等 の 額	47			
当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額	39		減 算		48			
加 算	損金の額に算入した法人所得税の額	40			49			
		41			50			
		42		基 準 所 得 金 額 (39) + (44) - (50)	51			
		43		繰 越 欠 損 金 の 当 期 控 除 額	52			
減 算	小 計	44		当 期 中 に 納 付 す る こと と な る 法 人 所 得 税 の 額	53			
	益金の額に算入した法人所得税の還付額	45		当 期 中 に 還 付 を 受 け る こと と な る 法 人 所 得 税 の 額	54			
	子会社から受けける配当等の額	46		適 用 対 象 金 額 (51) - (52) - (53) + (54)	55			